

小ホール利用のご案内

1. 利用のお申し込み

- 1 お申し込みの受付 (1) 利用申し込みは、利用日の属する月の12カ月前の1日（1日が月曜日の場合は2日火曜日）から利用日の7日前まで受け付けます。同時に申し込みの場合は協議（抽選）とします。
- (2) 電話や手紙などのお申し込みは、間違いを防ぐためお取扱い致しませんので直接3階総合カウンターへおいでください。受付時間は毎月初めの開館日は午前10時から、それ以外は平日午前9時から午後9時までです。
- なお、同じ利用者が引き続き5日を超え、又は定期的に曜日及び日時を指定して利用することはできません。
- (3) 申し込みの際は、利用責任者の方が、ご来館ください。利用責任者とは、実際上の責任者を言い、檺のホール・小ホール側との間に利用料金の納付、その他利用施設関係の一切の連絡にあたられる方です。
- 2 休館日 休館日は以下のとおりです。
- ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く）
- イ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 利用時間及び利用料金 (1) 利用時間の区分及び利用料金は、7ページのとおりです。
- (2) 利用許可を受けた時間以外での利用はできませんので、時間は必ず守ってください。もしやむを得ない事由によりその許可時間を超えて利用したいときは、事前にその利用の許可を受けてください。
- (3) 利用時間には、会場の準備（ホールの場合には、大道具セット、照明、音合わせなどの仕込みの時間）、お客様の入退場及び後仕末等に要する時間も含んでいますので、催し物を計画される場合には、このことを十分考慮に入れて利用時間をお決めください。
- （午前9時前は清掃等開館準備中ですので入館できません。）**
- 4 催し物等の開催準備 利用する施設及び日時は、利用許可書が交付されたとき、初めて確定しますので、催し物の広告宣伝及び入場券の印刷等は、利用許可書を受領してから行ってください。
- 5 利用料金の納付及び利用許可 (1) 利用料金は、利用許可書と引き替えに納付していただきます。

- (2) 利用料金のお支払いは、許可書発行の連絡を受けてから、2週間以内をお願いします。やむを得ない理由がある場合は、許可書発行の連絡を受けた際に申し出てください。
 - (3) いったん納めた利用料金は、条例に定められている場合を除き、お返しいたしませんのでご了承ください。
- 6 利用の不許可
- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合。
 - (2) その利用が設置目的に反すると認められるとき。
 - (3) 施設及び付属設備等を損傷又は滅失するおそれがあると認められる場合。
 - (4) その他管理上支障があると認められる場合。
- 7 利用許可の取消等
- 次の場合には利用許可を取り消し、または利用を停止することがあります。
- (1) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 条例または規則に定められている事項に違反したとき。
 - (3) 許可を受けた目的以外に利用するとき、又は利用のおそれがあるとき。
 - (4) 災害その他やむを得ない事由によりその利用が不能になったとき。
 - (5) 利用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
 - (6) その他管理上支障があると認められる場合。

2. 利用前のご準備

- 1 関係官庁への届出 (1) 利用が許可された場合には、利用責任者のご判断で、関係官庁への届出を済ませてください。
利用日の7日前までに催物開催届を野田市消防中央分署に提出し、副本を利用当日職員に提示してください。なお、当日は避難誘導及び消火活動に従事できる者を入場者100人に1人以上配置してください。
野田市消防中央分署
〔野田市中野台172 電話04-7122-2321(代)〕
(2) 入場者の会場内外での安全を図るため、必要によっては野田警察署にも事前に催し物の内容等を連絡し、ご協力をいただくようにしてください。なお、野田警察署に、ご協力をいただく場合は、事前に樺のホールへも連絡をお願いします。
野田警察署〔野田市鶴奉14 電話04-7125-0110(代)〕
- 2 舞台等の打ち合わせ (1) 催し物を円滑に進行させるため、利用日の7日前までに舞台装置や音響装置等の器具の利用、その他必要な事項について必ず関係職員と詳しく、打ち合わせをしてください。
- 3 利用内容届出書等の提出 (1) 催し物を円滑に進行させるため、利用者は利用する日の7日前までに、小ホール等利用内容届出書を提出するとともに、プログラム、進行スケジュール、入場券などについても併せてご提出ください。
- 4 主催者側で準備していただくもの (1) 必ず会場責任者を置いてください。また、会場整理員、受付員、警備員、接待員等必要な係員について手配し万全を期してください。
(2) 入場者の受付は、主催者が準備し、円滑な入退場ができるよう配慮して下さい。
(3) 会場整理員等は、樺のホール貸与の腕章をつけてください。
- 5 駐 車 場 (1) 樺のホールの駐車場は、生涯学習センター小ホール専用の駐車場ではありませんので留意してご利用ください。なお、駐車スペースは60台です。催し物開催の際は、事前に入場者にその旨をご周知ください。
- 6 大道具等の持込み (1) 大道具、照明器具、その他の器具などを持ち込まれる場合は、事前に承認を受けてください。また、舞台への大道具等の搬入及び搬出については、荷物用エレベーターを使うことになりますので、大道具等がエレベーターに収納可能か十分留意して、催し物の準備をしてください。

3. 舞台等利用上のご注意

- | | |
|-------------|--|
| 1 舞 台 の 利 用 | (1) (電気機械舞台操作と器具利用) 施設の利用・操作についてはすべて関係職員と協議してください。
(2) (火気の使用) 檣のホールは全館禁煙になっておりますので、舞台関係者に周知のうえ厳守させてください。その他火気及び電気には十分ご注意ください。 <u>火気を必要とする演出は、必ず事前に消防署へ届出てください。</u>
(3) (大道具等の搬入・搬出) 大道具、照明器具、その他の器具などを持込まれる場合は事前に承認を受けてください。また大道具等の搬出は公演終了後、利用許可を受けている時間内で、直ちに行ってください。次々と利用者が変わりますので、未搬出の大道具等についての責任は負いかねます。なお、これらのものについての保管も出来かねますので、あらかじめご了承ください。 |
| 2 控 室 の 利 用 | (1) 控室は清潔にご利用のうえ火気、盗難には特にご注意ください。なお、必要に応じて楽屋事務室係員を配置して部外者の立入をチェックしてください。 |
| 3 ホール の 利 用 | (1) (定員の厳守) 消防法上ホールの定員は必ず守ってください。(330 人)
(2) (放送) ホール内放送のアナウンサーは、主催者側でお願いします。
(3) (場内管理) お手洗、水呑場、公衆電話、非常口の位置は、主催者側において入場者に知らせてください。
(4) (観客人のお願い) 観客がホールで客席から贈り物、花束、テープ等を投げたりしないよう徹底させてください。 |

4. 施設利用上のご注意

- | | |
|------------------------|--|
| 1 看板等の掲示 | (1) 会場入口等への催物標示の看板等は、あらかじめ関係職員と協議してご用意願います。なお、看板等の掲示は、利用当日に限ります。 |
| 2 利用許可書の提出 | (1) 施設または設備備品を利用するときは、利用許可書を関係職員に必ず提示し、協議のうえ利用してください。なお、利用前、利用後は必ず事務室へ連絡してください。
(2) 利用の許可を受けていない施設または設備備品を利用することはできませんので、新たに利用したい施設または設備備品があるときは、事前に利用許可を受けてください。
(3) 無料でお貸しする備品につきましても、関係職員の許可を得たうえで利用してください。 |
| 3 特別の設備等の許可 | (1) 施設等に特別な設備をし、または会館備えつけの備品以外の物品を利用するときは、あらかじめ利用申し込みの際許可を受けてください。
(2) ピアノを利用する場合、ピアノ調律代は実費を徴収します。 |
| 4 下駄や木製サンダルの禁止と雨傘の持ち込み | (1) 下駄や木製サンダルをはいて入館することはご遠慮ください。案内状または入場券等には、この旨を必ず印刷し、厳守させてください。 |
| 5 喫煙及びチューインガム等 | (1) 定められた場所以外での喫煙、火気の利用、飲酒、飲食、館内でチューインガム等を口にすることは、固くお断りいたします。主催関係者及び入館者に厳守させてください。
(2) 喫煙場所は、1階エントランスを出て左手に1箇所のみございます。こちらの場所以外は全館禁煙です。 |
| 6 食事等 | (1) 館内の整理上客席内での飲食はご遠慮ください。 |
| 7 物品の展示・販売 | (1) 館内または構内において物品の展示等を行う場合は、事前にご相談ください。 |
| 8 はり紙またはくぎ打ちの禁止 | (1) 許可を得ないで壁・柱・床・ガラス等にはり紙をし、または釘の類を打たないでください。 |
| 9 その他 | (1) 病人やけが人がでたときは、関係職員にご連絡ください。
(2) 館内に危険物類を持ち込まないでください。 |

5. 利用終了後のご注意

- | | |
|------------|---|
| 1 設備備品等の引渡 | 施設または附属設備、備品等は、利用終了後直ちに関係職員立ち会いのうえお引き渡しください。 |
| 2 施設等損傷の賠償 | ご利用になった施設または附属設備、備品等を損傷し、または滅失したときは賠償していただきます。 |
| 3 看板等の撤去 | 会場入口等へ催し物を標示した看板等または館内に持ち込んだ道具、器具類は、利用終了後直ちに撤去してください。 |
| 4 館内の整理 | 大きなゴミ等は主催者側にて撤去してください。その他は速やかに原状に復してください。 |

6. ご利用できる施設のあらまし

- | | | |
|--------|---------------|--|
| 1 ホール等 | (1) 収容定員 | 固定席 330 席 (ワンフロア) |
| | (2) 舞台 | 間口 10m 奥行 9m 高さ 5m |
| | (3) 控室 | 3 室 |
| | (4) 控室の面積 | 控室(1) 24.2 m ²
控室(2) 24.2 m ²
控室(3) 8.3 m ² |
| | (5) シャワー設備 | あり |
| | (6) 荷物用エレベーター | 間口 2.4m 奥行 3.3m
高さ 2.5m 重量 2.5t |

7. 利用料金一覧表

(単位：円)

小ホール等 利用料金 (基本利用料金)	午 前 (9:00～12:00)		午 後 (13:00～17:00)		夜 間 (18:00～22:00)		全 日 (9:00～22:00)	
	平日	土曜 日曜 休日	平日	土曜 日曜 休日	平日	土曜 日曜 休日	平日	土曜 日曜 休日
小ホール (定員 330 名)	7, 520	9, 400	12, 540	15, 680	15, 060	18, 810	31, 360	39, 210
控室 (1) (24.2 m ²)	3 0 0		6 2 0		6 2 0		1 , 5 6 0	
控室 (2) (24.2 m ²)	3 0 0		6 2 0		6 2 0		1 , 5 6 0	
控室 (3) (8.3 m ²)	1 9 0		4 1 0		4 1 0		1 , 0 3 0	

- 1 利用料金は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて利用することができる。
 - 2 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り 1 時間を限度として、利用する時間を延長することができる。
 - 3 前項の延長に係る利用料金は、延長した時間区分の 0. 3 倍の額とする。
 - 4 小ホールの利用料金には、ボーダーライト 1 列の利用料金を含むものとする。
 - 5 舞台設営及びリハーサルのために小ホールの舞台を前日に利用する場合の利用料金は、当該利用した時間区分の 0. 5 倍の額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、前日以外の日に使用することができる。
 - 6 入場料その他これらに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、当該時間区分の 3 倍(市内に住所を有しない者が利用する場合は 5 倍)の額とする。
 - 7 市内に住所を有しない者が、前項に規定する行為以外に利用する場合の利用料金は、当該時間区分の 2 倍の額とする。
- ◎ 小ホールの控室 3 部屋全てを利用申請していただいた上で、必要があれば、多目的スタジオ (53.27 m²) を控室に利用できます。その際は、小ホールの申請とともに、1 年前からの利用申請が可能です。こちらの場合は、多目的スタジオの利用申請が別途必要です。

多 目 的 ス タ ジ オ 利用料金

(単位：円)

利用時間	午前 9 時～午後 5 時 (1 時間当たり)	午後 5 時～午後 9 時 (1 時間当たり)
利用料金	1 3 0	2 0 0

市内に住所を有しない者に係る利用料金の額は、この表に定める額の 2 倍となります。

- ◎ 小ホールの控室3部屋全てを利用申請していただいた上で、さらに多目的スタジオも利用していただいた場合（もしくは多目的スタジオが既に別の団体に利用されている場合）は、生涯学習センター（和室1、和室2、集会室1、集会室2）を、他の団体に利用申請されていない場合に限り、1年前から利用申請が可能です。各部屋の利用申請が別途必要となりますので、こちらの詳細は、受付にご確認ください。

8. 入場者から料金を徴収する催し物について

お客様から料金を徴収する催し物（有料公演）を開催する場合はご注意ください。

- ◎ 有料公演につきましては技術者（舞台・音響・照明スタッフ）は主催者様にてご用意していただきます。賠償責任上、技術者は舞台操作盤以外の操作及び進行等を行いません。
- ◎ 但し、市内に住所を有し且つ、地域の文化芸術団体につきましては、地域文化の育成等の観点から主催者様からの要望により技術者の提供をできる場合がございます。
- 提供できる人数につきましては当日、小ホールに在している技術者の人数までとさせていただきます。

9. ピアノ調律の依頼について

- ◎ ピアノ調律を依頼されるにあたりましては主催者様ご負担の上ホールの指定する調律師が調律いたします。また主催者様がホール指定業者以外の調律師を手配される場合につきましても、ホールの指定する調律師の立ち会いが必要となりますのでご注意ください。調律のご依頼はお客様の方からご連絡をしていただきます。
- 調律料並びに立ち会い料に関しましては、調律のピッチ並びに立ち会いに要する時間等により金額が異なりますので、主催者様と調律師にて費用をご相談ください。

立ち会いに要する時間の目安

- ・ 調律終了まで
- ・ リハーサル終了まで
- ・ 本番終了まで

ホールの指定する調律師

〒278-0037 野田市野田628番地

株式会社 佐藤商会 担当 須永 幸弘

Tel 04-7124-2257 Fax 04-7124-2258

10. 利用料金の還付について

(1)	天災、地変その他利用者の責めによらない理由により利用ができなかったとき。	全額
(2)	小ホール等の利用者が利用する日の3月前までに利用の取消しを申請したとき。	全額
(3)	小ホール等の利用者が利用する日の2月前までに利用の取消しを申請したとき。	100 分の 70
(4)	小ホール等の利用者が利用する日の1月前までに利用の取消しを申請したとき。	100 分の 50

11. 生涯学習センター小ホールの休館日について

◇開館時間 午前9時から午後10時まで

◇休 館 日 ・月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときを除く）

・12月29日から翌年の1月3日までの日

12. 樺のホール駐車場について

- ◎ 主催者専用の駐車場に関しては、樺のホール北側関係者専用駐車場に6台ございます。
- ◎ 樺のホールという建物が複合施設（興風図書館、中央出張所、生涯学習センター、商工会議所、その他一般企業）である性質上、樺のホール南側の駐車場は共用となっており、小ホール入場者専用駐車場ではございません。
- ※ 近隣のキノエネ醤油株式会社様のご厚意により、小ホールの催し物があり、且つキノエネ醤油株式会社様が休業日に当たる場合、社員駐車場（12台）を、樺のホール全体の利用者用臨時駐車場として、当日のみの一時的な無償貸与を受けております。

臨時駐車場に空きがある場合、小ホール主催者および入場者が優先的に駐車していただけますが、その他の樺のホール利用者が駐車することもありますので、ご了承ください。

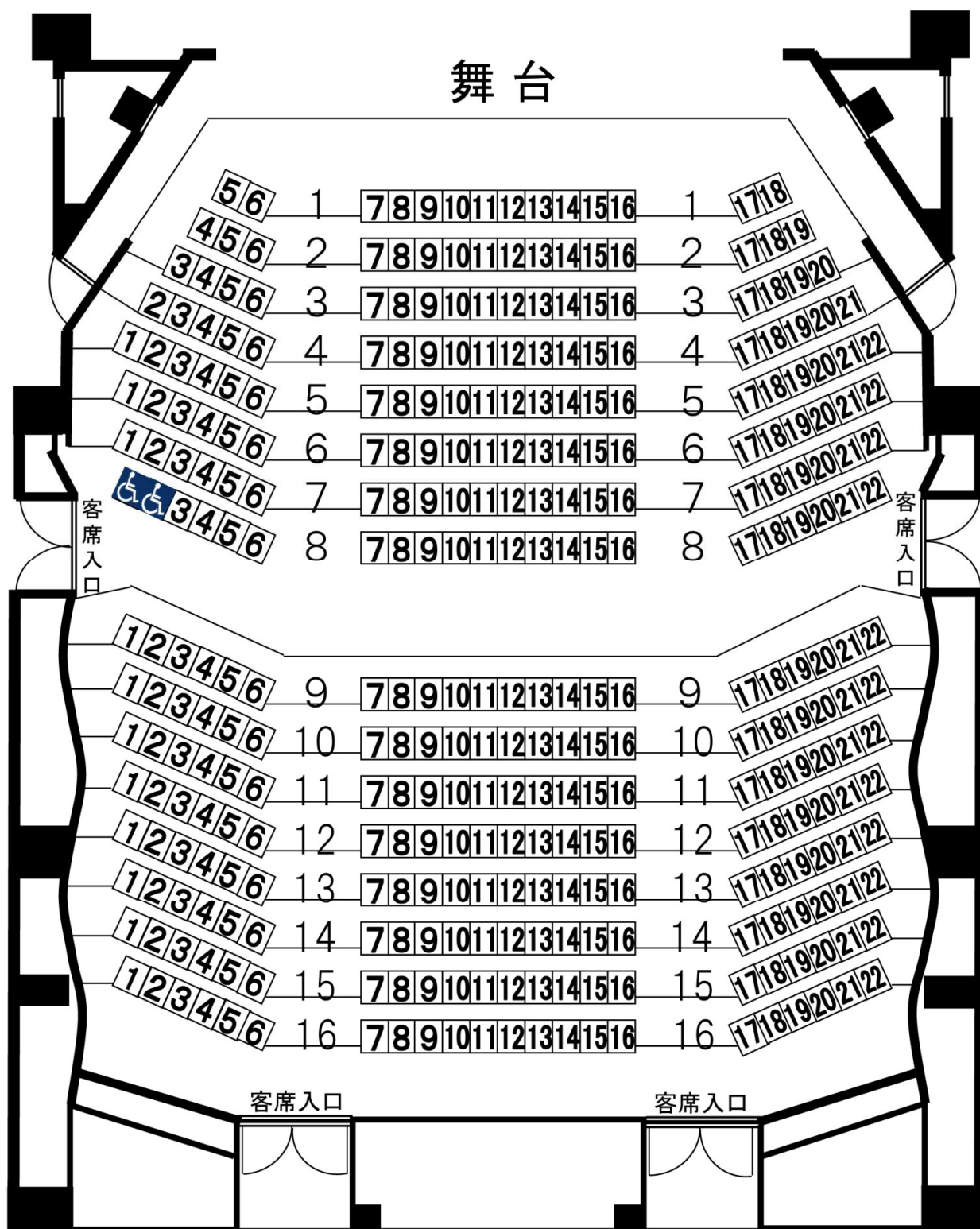
キノエネ醤油株式会社様との連絡は、全て生涯学習センターが行いますので、個別の連絡はご遠慮いただきますよう、お願いいたします。また、キノエネ醤油株式会社の駐車場の敷地内およびフェンスに関しては、キノエネ醤油株式会社様の社有地であるため、催し物案内などの掲示もご遠慮ください。一般企業の駐車場ですので、催し物が終了した後、必ず車を移動してください。

利用可能日については、事前に技師もしくは生涯学習センター受付まで、お問い合わせ下さい。

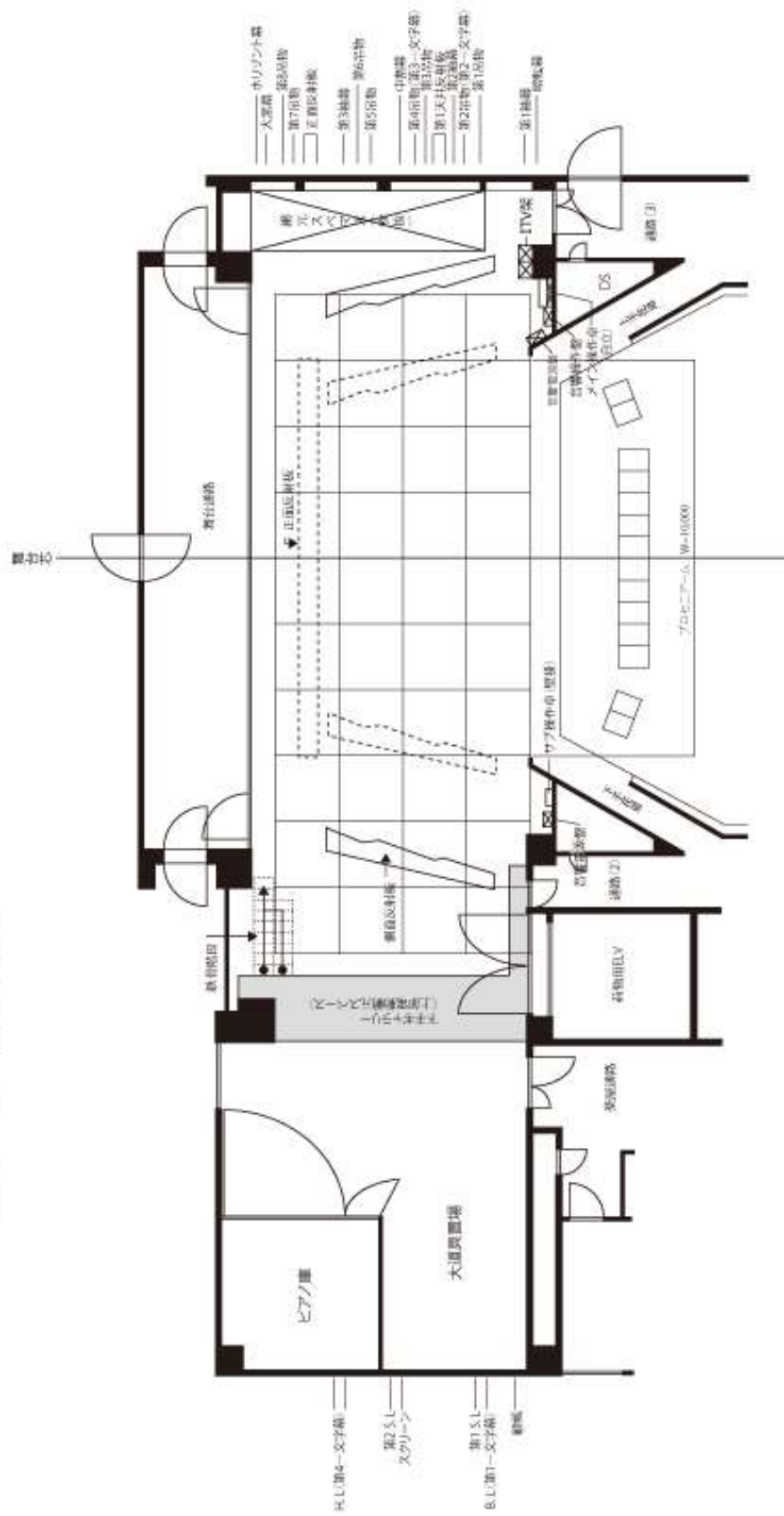
- ◎ 野田市郷土博物館（千葉県野田市野田 370-8）の駐車場をご利用いただくことも可能です。こちらに数台で駐車され、乗り合いで樺のホールへ来館していただく等のご協力もお願いします。



小ホール 客席平面図



小ホー儿 舞台平面図



Architectural floor plan of the main hall (Main Hall) showing the stage, audience seating, and various technical areas. The stage is at the top, with a large audience seating area below it. The plan includes labels for various equipment and structural elements.

Labels and dimensions visible in the plan:

- Stage area: 舞台通路 (Stage Passage), 舞台 (Stage)
- Technical areas: スノ子形吊天井 (Snow-shaped suspended ceiling), アロセニール H=5000 (Aluminum H=5000), 7500
- Dimensions: 目-600×200×11×17
- Equipment labels: 第1天井吊機 (No. 1 Ceiling Hoist), 第2天井吊機 (No. 2 Ceiling Hoist), 第3天井吊機 (No. 3 Ceiling Hoist), 第4天井吊機 (No. 4 Ceiling Hoist), 第5天井吊機 (No. 5 Ceiling Hoist), 第6天井吊機 (No. 6 Ceiling Hoist), 第7天井吊機 (No. 7 Ceiling Hoist), 第8天井吊機 (No. 8 Ceiling Hoist), 第9天井吊機 (No. 9 Ceiling Hoist), 第10天井吊機 (No. 10 Ceiling Hoist), 第11天井吊機 (No. 11 Ceiling Hoist), 第12天井吊機 (No. 12 Ceiling Hoist), 第13天井吊機 (No. 13 Ceiling Hoist), 第14天井吊機 (No. 14 Ceiling Hoist), 第15天井吊機 (No. 15 Ceiling Hoist), 第16天井吊機 (No. 16 Ceiling Hoist), 第17天井吊機 (No. 17 Ceiling Hoist), 第18天井吊機 (No. 18 Ceiling Hoist), 第19天井吊機 (No. 19 Ceiling Hoist), 第20天井吊機 (No. 20 Ceiling Hoist), 第21天井吊機 (No. 21 Ceiling Hoist), 第22天井吊機 (No. 22 Ceiling Hoist), 第23天井吊機 (No. 23 Ceiling Hoist), 第24天井吊機 (No. 24 Ceiling Hoist), 第25天井吊機 (No. 25 Ceiling Hoist), 第26天井吊機 (No. 26 Ceiling Hoist), 第27天井吊機 (No. 27 Ceiling Hoist), 第28天井吊機 (No. 28 Ceiling Hoist), 第29天井吊機 (No. 29 Ceiling Hoist), 第30天井吊機 (No. 30 Ceiling Hoist), 第31天井吊機 (No. 31 Ceiling Hoist), 第32天井吊機 (No. 32 Ceiling Hoist), 第33天井吊機 (No. 33 Ceiling Hoist), 第34天井吊機 (No. 34 Ceiling Hoist), 第35天井吊機 (No. 35 Ceiling Hoist), 第36天井吊機 (No. 36 Ceiling Hoist), 第37天井吊機 (No. 37 Ceiling Hoist), 第38天井吊機 (No. 38 Ceiling Hoist), 第39天井吊機 (No. 39 Ceiling Hoist), 第40天井吊機 (No. 40 Ceiling Hoist), 第41天井吊機 (No. 41 Ceiling Hoist), 第42天井吊機 (No. 42 Ceiling Hoist), 第43天井吊機 (No. 43 Ceiling Hoist), 第44天井吊機 (No. 44 Ceiling Hoist), 第45天井吊機 (No. 45 Ceiling Hoist), 第46天井吊機 (No. 46 Ceiling Hoist), 第47天井吊機 (No. 47 Ceiling Hoist), 第48天井吊機 (No. 48 Ceiling Hoist), 第49天井吊機 (No. 49 Ceiling Hoist), 第50天井吊機 (No. 50 Ceiling Hoist), 第51天井吊機 (No. 51 Ceiling Hoist), 第52天井吊機 (No. 52 Ceiling Hoist), 第53天井吊機 (No. 53 Ceiling Hoist), 第54天井吊機 (No. 54 Ceiling Hoist), 第55天井吊機 (No. 55 Ceiling Hoist), 第56天井吊機 (No. 56 Ceiling Hoist), 第57天井吊機 (No. 57 Ceiling Hoist), 第58天井吊機 (No. 58 Ceiling Hoist), 第59天井吊機 (No. 59 Ceiling Hoist), 第60天井吊機 (No. 60 Ceiling Hoist), 第61天井吊機 (No. 61 Ceiling Hoist), 第62天井吊機 (No. 62 Ceiling Hoist), 第63天井吊機 (No. 63 Ceiling Hoist), 第64天井吊機 (No. 64 Ceiling Hoist), 第65天井吊機 (No. 65 Ceiling Hoist), 第66天井吊機 (No. 66 Ceiling Hoist), 第67天井吊機 (No. 67 Ceiling Hoist), 第68天井吊機 (No. 68 Ceiling Hoist), 第69天井吊機 (No. 69 Ceiling Hoist), 第70天井吊機 (No. 70 Ceiling Hoist), 第71天井吊機 (No. 71 Ceiling Hoist), 第72天井吊機 (No. 72 Ceiling Hoist), 第73天井吊機 (No. 73 Ceiling Hoist), 第74天井吊機 (No. 74 Ceiling Hoist), 第75天井吊機 (No. 75 Ceiling Hoist), 第76天井吊機 (No. 76 Ceiling Hoist), 第77天井吊機 (No. 77 Ceiling Hoist), 第78天井吊機 (No. 78 Ceiling Hoist), 第79天井吊機 (No. 79 Ceiling Hoist), 第80天井吊機 (No. 80 Ceiling Hoist), 第81天井吊機 (No. 81 Ceiling Hoist), 第82天井吊機 (No. 82 Ceiling Hoist), 第83天井吊機 (No. 83 Ceiling Hoist), 第84天井吊機 (No. 84 Ceiling Hoist), 第85天井吊機 (No. 85 Ceiling Hoist), 第86天井吊機 (No. 86 Ceiling Hoist), 第87天井吊機 (No. 87 Ceiling Hoist), 第88天井吊機 (No. 88 Ceiling Hoist), 第89天井吊機 (No. 89 Ceiling Hoist), 第90天井吊機 (No. 90 Ceiling Hoist), 第91天井吊機 (No. 91 Ceiling Hoist), 第92天井吊機 (No. 92 Ceiling Hoist), 第93天井吊機 (No. 93 Ceiling Hoist), 第94天井吊機 (No. 94 Ceiling Hoist), 第95天井吊機 (No. 95 Ceiling Hoist), 第96天井吊機 (No. 96 Ceiling Hoist), 第97天井吊機 (No. 97 Ceiling Hoist), 第98天井吊機 (No. 98 Ceiling Hoist), 第99天井吊機 (No. 99 Ceiling Hoist), 第100天井吊機 (No. 100 Ceiling Hoist)

櫺のホール生涯学習センター小ホールを初めて利用される皆様へ

生涯学習センター小ホールを利用されるに当たり、手順及びかかる費用をご案内いたします。

1. 3階総合カウンターにて小ホール利用申請書にてお申し込みいただきます。



2. 申請の事務手続きが終了後、ご連絡致しますので小ホール利用料金（ホール利用料金＋控え室利用料金）を期限までにお支払いいただきます。
※ 利用料金及び支払期限はお電話にてお伝えいたします。



3. 利用日を迎える約1週間から2週間前に技術スタッフと打ち合わせをしていただく為に来館していただきます。
それまでに進行手順や舞台のセッティングイメージ等を考えておいてください。
※ 打ち合わせの日程は技術スタッフより電話させていただき都合の良い日を調整させていただきます。



4. 利用日を迎え、本番終了後に設備利用料金を3階総合カウンターにてお支払いいただきます。

設備利用料金は舞台（舞台・音響・照明）ロビー・控室等で利用した設備の利用料金です。控室に備え付け以外の椅子・テーブル等も含まれます。利用料金はリハーサル及び本番での利用物を当日確認・集計し本番終了の頃に設備利用料金の内訳をお持ちいたします。あらかじめ金額の概算をお知りになりたければ打ち合わせの際に技術スタッフにお申し付けください。

以上にてご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

櫺のホール生涯学習センター小ホール

〒278-0035 千葉県野田市中野台168番地の1

TEL04(7123)7819